

広島県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七十二号

広島県税規則の一部を改正する規則

広島県税規則（昭和二十九年広島県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。
別記様式第三十八号（裏）中「~~第19条~~第1項」を「~~第13条~~第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（旧様式による用紙に関する経過措置）
- 2 この規則による改正前の広島県税規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の広島県税規則により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。